

# 本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、本山町補助金交付規則(以下「規則」という。)の規定に基づき、浄化槽設置整備事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 この補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、高知県浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成22年5月6日付け22高公下第58号)に定める事業に要する経費について、予算の範囲内において補助する。

## (用語の定義)

第3条 この要綱における用語について、次のとおり定める。

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定する浄化槽をいう。

- 2 前項によるものの他、この要綱における用語の定義は、浄化槽法及び関係法令の規定による。

## (補助対象事業)

第4条 この事業は、浄化槽の計画的な整備を図るためその設置又は改築を行なう者に対し、設置又は改築に要する費用を助成する事業とする。なお、設置には、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事(浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置されるときに限る。)も含むものとする。

- 2 事業の対象となる地域は別に定める浄化槽整備区域内とする。
- 3 事業の対象となる浄化槽は、一般住宅設置用とする。ただし、別記1に掲げる者が設置する浄化槽を除く。

## (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表の人槽区分ごとの補助限度額と対象経費の実支出額から他事業補助金等及びその他収入を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請は、第1号様式に次の書類を添付し、所定の期日までに町長に提出するものとする。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (7) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (8) 浄化槽工事業者の登録通知の写し、又は特例工事業者の届出書及び浄化槽設備士免状の写し
- (9) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (10) 県税の納税証明書
- (11) 町税の納税証明書(本町以外の市町村で課税されている場合は、その課税地における納税証明書)
- (12) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

#### (補助金の交付の決定)

- 第7条 町長は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、補助対象者に通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 別記1に該当する者。
  - (2) 別記2に該当する者。
  - (3) 浄化槽法に違反した行為があつて2年を経過しない者で、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた者。

#### (補助事業の変更等)

- 第8条 補助事業者(前条の規定による通知を受けたものをいう。以下同じ。)は、補助金の交付の決定の通知を受けたのち、補助事業の変更、中止又は廃止を行おうとする場合は、事業変更承認申請書(第3号様式)、又は事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)をあらかじめ町長へ提出し承認を受けなければならない。

#### (実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は3月15日のいずれか早い日までに、第5号様式による事業実績報告書及び次の書類を添付して町長に提出するものとする。
- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書(市町村用)  
(浄化槽保守点検業者にあつては、担当の浄化槽管理士(昭和62年度以前の当該資格者にあつては、厚生労働大臣の指定した「小型合併処理浄化槽維持管理技術特別講習会」を受講した者に限る。)を明らかにする書類を添付すること。)又は補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は、清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類。
  - (2) 浄化槽工事費の出来高明細書及び支払金領収書の写し
  - (3) 当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証明するチェックリスト
  - (4) 浄化槽設置配管完了図
  - (5) 別に定める設置工事各工程ごとの写真
  - (6) 生コンクリートの納品書の写し

#### (補助金の請求及び支払)

- 第10条 町長は、規則第12条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金交付請求書(第6号様式)による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

#### (補助金の交付の決定の取消し)

- 第11条 町長は、補助事業者が規則第14条に違反した場合又は以下に定める事項に該当する場合、第7号様式により補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- (1) 申請年度で事業が完了しないことが決定又は見込まれる場合。
  - (2) 補助事業者が別記2に掲げるいずれかに該当すると認められた場合。
  - (3) その他町長が補助金交付を不相当と認めた場合。

#### (補助の条件)

- 第12条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 補助事業の実施に当たっては、別記2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県及び町の取扱いに準じて行わなければならない。

#### (補助金の返還)

第13条 町長は、第11条の規定により補助金交付を取消した場合、すでに補助金が交付されているとき、規則第15条に基づき期限を定めて補助金を返還させることができる(第8号様式)。

(現場確認等)

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、あらかじめ指定した検査職員に命じ、浄化槽設置工事の状況を施工の現場において、確認させるものとする。

- 2 補助事業者及び当該工事を担当する浄化槽整備士等は検査職員から要請のあった場合は、前項の現場確認に立ち会わなければならない。
- 3 町長又は検査職員は、補助事業者及び関係業者に対し、補助事業又は当該浄化槽の状況について、改善・報告等を求めることができる。
- 4 補助事業者及び関係者は、前項の要求があった場合、それに従わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に規定するもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

付則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱改正は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱改正は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成22年5月10日から施行する。

この要綱改正は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成23年6月10日から施行する。

この要綱改正は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱改正は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱改正は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱改正は、令和2年4月1日から施行する。

別記1

- 1 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査、又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置するもの。
- 2 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- 3 建売住宅・モデルハウス等営業用建築物を設置する者。ただし、売買契約等により購入者が確認できる場合はこの限りではない。
- 4 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が1/2未満のものを設置する者。
- 5 県税、町税を滞納している者
- 6 家屋の新築若しくは増築する際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しない者。
  - ア 子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合。
  - イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合。

別表(第5条関係)

1 基準額			2 補助限度額	
				建築物を改築(※)する場合
(1)	5人槽	332,000円	532,000円	732,000円
(2)	6～7人槽	414,000円	614,000円	814,000円
(3)	8～10人槽	548,000円	748,000円	948,000円

- \* 交付額の特例
1. 浄化槽の設置と、これに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用の合計(以下「工事費」という。)が補助限度額を超える場合には、補助限度額に9万円を加えた額とする。ただし、工事費が補助限度額に9万円を加えた額以下の場合、工事費未満を交付額とする。
  2. 補助申請者の瑕疵無く事業の適用を受けられない場合に、自費により要綱に基づいた浄化槽を設置する場合は、補助限度額から基準額を除いた額を交付額とする。

※改築とは 「建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続きこれと用途・規模・構造の著しく異ならない建築物を建てること」をいう。  
建設省住宅局通達昭和28年11月28日付け住指発第1400号「改築の定義」による。

## 別記2

- 1 暴力団(本山町暴力団排除条例(平成23年本山町条例第3号。以下「町暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。)以下「県暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 県暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

本山町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話

年度浄化槽設置整備事業費補助金交付申請について

標記の補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請人槽区分 人槽

2 申請額 金 円

内 訳	浄化槽設置整備事業費補助金		そ の 他 補 助 金 等	
	補助限度額	円	工 事 費	円
	単独処理浄化槽 撤去費補助金	円	他事業補助金等	— 円
			そ の 他 収 入	— 円
	計	円	計	円

3 添 付 書 類

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあつては、登録証の写し及び登録  
浄化槽管理票(C票)
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (7) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (8) 浄化槽工事業者の登録通知の写し、又は特例工事業者の届出書及び浄化槽設備士免状  
の写し
- (9) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (10) 県税の納税証明書
- (11) 町税の納税証明書(本町以外の市町村で課税されている場合は、その課税地における納税証明書)
- (12) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

第2号様式

( 番 号 )

申請者 様

本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付決定(変更交付決定)通知について

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業費補助金については、本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付する。

年 月 日

本山町長

記

I 交付金額 金 円

II 交付条件等

1 承認事項等

補助事業者は、次の各項の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。(第3号様式)

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。(第4号様式)

ウ 工事が上記期日までに完了する見込みがなくなったとき。

2 状況報告等

補助事業者は、町長の要請があったとき、本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第13条第3項の規定に基づき、補助事業の遂行状況を直ちに報告しなければならない。

また、同条第2項の規定に基づき、担当検査職員が行う浄化槽設置工事の現場確認に立ち会わなければならない。

### 3 実績報告

補助事業者は、交付要綱第9条の規定により、補助金に係る事業完了後30日を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(第5号様式)に必要書類を添付して、町長に提出しなければならない。

### 4 補助金額の確定等

町長は、3の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、通知するものとする。

### 5 補助金の交付等

補助金は、4の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求書の提出により、速やかにその全額を交付する。

### 6 法令の遵守

この浄化槽の設置にあたっては、浄化槽法、高知県浄化槽指導要綱・関係要領等、関係法令の規定を遵守しなければならない。

特に、浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定水質検査については、法令で定める回数等を確保し、水質の保全に努めなければならない。

本山町長 様

補助事業者 住所

氏名

印

電話

年度浄化槽設置整備事業費補助金変更承認申請について

年 月 日付け(番 号)で交付決定(変更交付決定)のあったこの補助金について次のとおり計画を変更したいので本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 変 更 理 由

2 変 更 申 請 額 金 円

3 添 付 書 類

第4号様式

年 月 日

本山町長 様

補助事業者 住所  
氏名  
電話

印

年度浄化槽設置整備事業費補助金中止(廃止)承認申請について

年 月 日付け(番 号)で交付決定(変更交付決定)のあったこの事業について、次のとおり計画を中止(廃止)したいので、本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

1 中止(廃止)理由

年 月 日

本山町長 様

補助事業者 住所  
氏名 印  
電話

年度浄化槽設置整備事業費  
補助金事業実績報告書の提出について

標記について事業を完了したので、本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告する。

1 補助金額 金 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し  
補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合に当たっては、自ら行うことか  
きることを証明する書類
- (2) 浄化槽工事費の出来高明細書及び支払金領収書の写し
- (3) 当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
- (4) 浄化槽設置配管完了図
- (5) 別に定める設置工事各工程ごとの写真
- (6) 生コンクリートの納品の写し

4 使用人員 人

第6号様式

浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書

請求金額 金 円

ただし、年 月 日付け(番 号)で交付決定のあった浄化槽設置整備事業費補助金を、本

山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

本山町長 様

補助事業者 住所

氏名

印

電話

(付記)

上記の請求金額は、次の口座に振り込んで下さい。

1	口座の名義(ふりがな)	( )
2	金融機関名及び支店名	銀行 支店
3	口座の種類及び番号	普通・当座 No.

第7号様式

( 番 号 )

申 請 者 様

本山町浄化槽設置整備事業費補助金 不交付決定通知について

年 月 日付け(番 号)で交付決定(変更交付決定)のあった浄化槽設置整備事業費補助金については、本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記の理由のとおり不交付とする。

年 月 日

本 山 町 長

記

(理 由)

第8号様式

( 番 号 )

年 月 日

様

本 山 町 長

本山町浄化槽設置整備事業費補助金の返還請求について

すでに交付した本山町浄化槽設置整備事業費補助金について、本山町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記金額の返還を請求する。

記

1. 返 還 請 求 額                      金                      円

2. 返 還 期 限                      年              月              日

# 浄化槽整備区域

